

## 上海における工商同業公会の成立と国民政府

下関市立大学 金子 肇

## 1

1930年6月の「上海市商会」の成立は、国民党・国民政府の商工業団体統合策が、制度の上においてひとまず確定したことを示す重要なメルクマールだった。なぜなら、中国最大の経済都市上海における商工業団体統合策の確定は、とりもなおさず全国的な商工業団体統合策の指針となりうるものだったからである。

市商会は、それまで上海にあった総商会・県商会（滬南商会）・閩北商会・商民協会の四団体を統合し、各業種ごとの「工商同業公会」を基本的構成員として組織された。工商同業公会は、市商会の成立に当たり、旧商会傘下の在来の「工商ギルド」と商民協会の各業分会が改組ないしは合併してできた同業団体である。二全大会（1926年1月）以来、国民党の商民運動方針の中心課題だった商民協会の組織化が停止され（1929年5月）、工商同業公会の組織化へと商工業団体が再編されていくプロセスは、国民党・国民政府が上海のギルド的・伝統的な商工業界秩序の強固さを思い知らされ、それに妥協しつつ同業団体掌握の方法を模索していく過程にほかならなかった。

私は、かつて国民党の同業団体統合策の推移を以上のような過程として捉え、その帰結としての市商会・工商同業公会の成立を「ブルジョワ団体統制策の制度的完成」とみなした（「商民協会と中国国民党（1927-1930）—上海商

民協会を中心に—」『歴史学研究』第598号、1989年）。しかしながら、その際には成立以降の市商会・工商同業公会と国民党・国民政府との関係に検討を加えなかったため、「制度的に完成」した統制策が実態としていかに機能したのかという点について明確なイメージを提示することができなかった。

一方、米国のフェースミスも、市商会・工商同業公会の成立をもって「権威主義的コorporativism」が成立したとみなす興味深い業績を発表しているが、やはりその成立以後の実態にまでは検討が及んでいない（*Party, State, and Local Elites in Republican China. 1890-1930, 1985*）。なお、1930年代の工商同業公会については、小浜正子氏がすでに論文を発表している（「南京国民政府の民衆掌握—上海の工会と工商同業公会—」『人間文化研究年報』第14号、1990年）。しかし同論文は、国民政府の労働者掌握という観点から同業公会の実態を考察したもので、今回の報告とはいささか問題関心を異にしている。

国民党・国民政府の同業団体統制の問題は、日本では「ギルド研究」の立場から一般的ないしは間接的・示唆的な形で論じられてきた歴史がある。華北各地のギルド資料を収集し研究した仁井田陞・今堀誠二両氏は、「同業公会章程」が「官様文章」でしかなかったとして、権力はギルドとしての同業公会の活動を形式的に包摂したに止まったという見地に立っているように思える（仁井田陞『中国の社会とギル

ド』1951年、今堀誠二『中国封建社会の構成』1991年などの著作を参照)。

これに対して、上海のギルドを中心に資料を収集し研究した根岸信氏は、国民政府がギルド規約である「業規」を法律として公認し、かつまたそれに干渉した点に着目して、「ギルドを法制下に統制」することでその活動を実質的に包摶したという見地に立っている(『中国のギルド』1953年)。ただし根岸氏の叙述は、全体として国民党・国民政府が明確な政策意図のもと、一方的に「ギルドを法制下に統制」したという印象を強く与えるものになっており、その点は疑問なしとしない。

報告の狙いは、以上のような問題の整理をふまえ、とりわけ根岸氏の「業規」(ギルド規約)に対する着眼を「導きの糸」としつつ、業規への法的強制力の付与、すなわち「業規法認」をめざす上海の工商同業公会と国民政府との確執、さらには業規法認問題をめぐるその後の展開を紹介し、1930年代における国民党・国民政府の同業団体掌握の実態を検討することにあった。ただし小稿では、与えられた紙幅の関係から当日利用した史料・文献・図表などを逐一提示して論証することは困難であり、また現在も内容を補強する史料を収集・検討中であるため、論旨の本格的=実証的な展開は他日を期すことにして、以下に大会当日の報告原稿を掲げて責めを塞ぐこととしたい。

## 2

業規法認問題については、早くも1930年6月の市商会成立大会において、「官庁で認可登録された業規は官庁公布の条例と同等に扱い、同業公会に加入していない同業者も共同遵守すべきである」という内容の議案が提出されていた。すなわち、業規に政府が公布する条例と同じ法

律的強制力をもたせることにより、業規の適用範囲を同業公会の枠をこえた同業者全体に拡大することが求められていたのである。この時期は、同業公会への加入が自由加入か義務加入かという点もいまだ確定されていなかったので、工商同業公会による各業種の営業独占=業規による同業規制の可否は、そこに結集した商工業者にとってきわめて切実な意味をもっていたことが窺える。

しかしながら、上記議案に基づいて市商会から上海市政府を通じて国民政府に提出された請願は、工商部の行政院に対する上申によってすげなく却下された。工商部が請願を却下したのは、業規は法律でないからもとより強制力がなく、また業規には「往々にして壟斷的性質を有し、あるいは善良な習慣に違反するところがある」ため、同業公会未加入の業者に業規を強制することになれば不必要な紛糾が生じる、という理由からだった。これに対し、各業同業公会は、同年10月に「維護行規委員会」を組織して、工商部の請願却下理由に逐一反論を加えるとともに、各地の商会に協力を求め、市商会には業規法認を再度請願するよう強く要求した。また、11月に南京で工商部が開いた全国工商会議の第五次大会において、上海市社会局局長の潘公展や市商会代表の王延松らが強硬に業規法認を要求した。その結果、要求案は工商会議を通過し、同会議から工商部に議案の採択施行が申請されることになった。

また業規法認問題は、国民政府の公債募集にも影響を与えた。当時、上海では商工業界による政府公債の購入は、工商同業公会ごとに一定額が割り当てられる形態をとっていた。しかし、1930年12月初旬に市商会が国民政府財政部に訴えたところによれば、同業公会未加入の業者が公債の購入を引受けないため、同業公会会員の大きな不満を呼び起こし、業規法認が裁可され

なければ公債購入を拒否するという同業公会も出現しはじめていた。

そのためか、それ以降の国民政府の対応はきわめて速かった。市商会が財政部に書簡を送ってから間もなく、実業部（工商部が改組）は業規法認の認可を行政院に申請するに至り、さらに12月末には行政院から上海市政府に対して、①各業が規定する業規は商工主管官庁の認可登録をへるべきこと、②認可登録された業規は同業の規則とみなし、同業公会の会員・非会員の別なく共同遵守すべきこと、③業規に事実上障害が生じた時は官庁がこれを削除すること、の三項目からなる訓令が通達された。この訓令の内容は、もともと上海市政府が作成し提案していたものだったが、それが中央政府によって採用されたのである。

さらに、上海市政府社会局は行政院の訓令に基づいて、1931年9月までに「工商業業規審査委員会」の組織と「上海市同業公会業規綱要」の公布を完了した。以上の経緯から判断できるように、業規法認の過程はたしかに国民政府が上海のギルド的な商工業秩序に妥協していく過程だったが、その一方で「同業公会業規綱要」には、市政府当局が業規を認可する際、価格設定・生産量の制限・度量衡・従業員雇用・処罰制裁等、それまで同業団体が自主的に決定していた営業上の諸規制に干渉・制約を加える諸規定が周到に取り込まれ、権力による統制のチャンネルが確保されていた。この後、上海では、市商会が工商同業公会の申請した業規を必ず査定することで実質的な審査権を保持し、市社会局が最終的にそれを審査し認可登録するシステムが機能しはじめる。

業規法認要求の背景に、ギルド的同業規制の弛緩という清末以来の一般的な趨勢があったことは疑いない。その上、工商同業公会の組織化に際しては、国民党が一業種一同業公会の原則

のもと、複数の同業団体の改組・合併を強制したため、同業内秩序の新たな再編成が必要となっていたことも、業規法認による同業規制の強化を促したものと思われる。たとえば綢緞業（絹織物販売業）の同業公会は、在来の杭綢業・錢江会館・浙湖綢業公所・蘇綢業雲錦公所・盛涇綢業公所・山東河南糸綢業公所・綢業緒綸公所等の諸団体が合併してできあがった組織だった。しかし、業規法認を要求した業種、あるいは業規の法認を実際に申請し認可された業種を子細に検討していくと、なぜこの時期にこのような要求が工商同業公会から強硬に提起されたのかという、1930年代ゆえの独自の歴史背景が明らかになってくる。

業規法認を要求し、あるいは実際に申請し認可された業種をみわたすと、それはおおむね中小・零細の業種で占められていたことがわかる。金融・商業・運輸部門についてみると、銀行業・錢業は別格としても、綢緞業・蛋業・棉布業など輸出または輸入貿易額の面で上位にランクされる業種が存在するが、他方において生糸・茶といった清末以来の重要な輸出関連業種は見当たらない。むしろ、同業公会側が貿易関連業種で業規法認による規制の強化を訴えていたのは、腸業や麻雀牌業などの零細業種であった。近年の清末貿易史・産業行政史の研究成果によれば、19世紀末においてギルド的同業規制の弛緩が問題視されるようになったのは、生糸・茶などの重要な輸出関連業種であり、そのために公権力による保護・統制の必要から商会の設立や産業行政機構の整備がとりくまれていった。これに対し、1930年代に公権力による業規法認を求めた大部分の業種は、国際貿易にさして利害を有するでもなく、あるいは市商会成立前の旧総商会在において会の意思決定に参与し利益を享受することがほとんどなかったか、または国策レベルで保護の対象とはなりにくかった、いわば制度

的な商秩序の外側に取り残されていた在来の中・零細業種だったのである。

国民党による上海同業団体再編成の結果として誕生した「市商会－工商同業公会」体制は、前掲拙稿で明らかにしたように、旧総商会と異なって、ブルジョワ上層のみならずブルジョワ中下層・小ブルジョワ的商工業者層をもその枠内に統合しようとするものだった。こうした国民党の同業団体統合策の現実化を契機として、これら中小・零細の各業種は業規法認という形をとて、政府に正面切って同業の保護を求めるはじめたといえるだろう。

このことは、製造業部門において業規の法認を申請し認可された手工業業種（たとえば燭業・青藍布染坊業・新法洗染業・成衣業・香業・綢綾染坊業…等々）にも妥当する。しかし他方において、在来のギルド的団体が改組したのではない新興工業資本（搪瓷業・国貨橡膠製品業・熱水瓶製造業・草呢帽業・陽傘業・針織業・電機糸織業…等々）の同業公会も、業規法認を申請しているのは意外の感を抱かせる。棉紡績業や製粉業のように、すでに旧商会内で一定の地歩を占め、かつた相対的に強固な同業内秩序を形成していた大工業部門とは異なり、これらの新興国貨工業は、なお勃興・発展の途上にあって同業内の団結と秩序の強化を必要とする中小資本主体の業種だった。したがって、国民党が公認する工商同業公会と業規は、こうした目的のために「活用」すべき手段とみなされたのではないかと推測される。

## 3

次に、業規法認=認可登録の概況を観察すると、1937年4月までで98業種の法認業規を確認することができる。当時の出版物掲載分にかぎり確認した数だが、それにしても上述した1930

年の業規法認要求の強硬さ、そして1935年末の同業公会の数が227に上っていたことに比べれば、少なすぎるという印象は否めないだろう。この原因の一端として、①「上海市同業公会業規綱要」によって社会局が業規に干渉し統制することになったこと、②社会局による業規の審査・認可手続きが概して長期に及んでいたことなどが考えられる。しかし、より核心を突く原因と思われるには、③世界恐慌が中国に波及・深化する過程で、法認業規の効力が同業公会の間で疑問視されていったのではないかという点である。社会局による業規の認可行政は1931年後半からはじまっているが、それはとりもなおさず世界恐慌の中国への波及・深化の過程と並行するものだったのである。

恐慌が深化していく過程で上海商工業界が大打撃を被ったことは、ここで改めて指摘するまでもないが、その過程において上述したような中小・零細の商工業者は、法認業規に外国製品のダンピング等によって生じた同業間の過当な競争や粗製濫造を抑止する機能を期待した。また、日本の侵略に抗してこの時期にしばしば発動された対日ボイコットは、同業公会が単位となって推進されたから、法認業規は同業者のボイコット破りを取締り、同業の社会的信用を維持する手段ともなったであろう。

商業資本系の同業公会にとって恐慌下における最大の問題は、同業の市価水準を統制し市場秩序を維持することだった。このため各業業規には、在来のギルド的同業団体がそうであったように、きまって同業公会の協議の上に価格を取り決めることが規定されていた。また南貨業・醤酒号業・煙兌業などの活動から確認できるように、同業公会は業規違反者に警告を発したり、あるいは市社会局へ制裁措置の申請を行ったり、はたまた市内各区域ごとに業規遵守のための小組織を作ったり、様々な手段を講じて価

格規制と市場秩序の維持に努めていた。以上のような市場秩序の問題に加えて、当時、実業部国際貿易局が積極的に推進した輸出奨励策のもと、対外貿易の開拓を進めていた零細業種にとっても、価格・品質等を規制する点で業規は有効な手段と映じたであろう。たとえば、国際貿易局の指導により国産果物類のイギリス輸出を図っていた水果地貨業同業公会では、業規の法認とともに、「国際貿易公司」の組織、天津栗の「公売市場」（または「運銷合作社」）や梨の「經濟統制会」の組織を計画して、市価・貿易の統制をめざしていた。

一方、新興国貨工業系の同業公会に眼を転じてみると、恐慌の深化にともないマスコミで同業公会の団結力と権力の強化が主張されていたように、同業公会の統制力は国貨工業を維持する手段として期待されるようになっていった。当時、搪瓷（琺瑯製品）・橡膠（ゴム製品）・熱水瓶（魔法瓶）・陽傘（日傘）業等の新興工業は輸入代替化を進展させつつあったが、そのため工場の濫設を招き、また東北市場の喪失や日本製品のダンピング、国民の購買力の減退等の悪条件が重なって、生産過剰・粗製濫造・過当な価格競争などの弊害を招いていた。したがって、新興工業系の業規の多くには、価格規制だけでなく生産制限や品質維持のための規定がもり込まれていた。また、海外輸出の増進を図ろうとしていた業種、たとえば電機糸織業（機械織絹織物業）や針織業（メリヤス業）などでは、やはり国際貿易局の指導のもとに製品規格の統一や品質の改良が課題として認識されるに至っており、こうした趨勢も新興工業が業規による同業内規制を必要とする要因として作用したのではないかと推測される。

再度ここで、法認業規を活用しようとした上述の新興工業資本が、中小資本主体の業種であったことに注意を促しておきたい。これに対

して、棉紡績業や製粉業など有力工業資本系の同業公会は、同様に価格水準の維持などに腐心しているものの業規を立案しようとする動きはみせていない。むしろ、これらの有力工業資本は政・官界との制度的・人的なチャンネルを利用して、中央政府の直接的な救済措置に期待をかけていたように思われる。棉紡績業では、棉業統制委員会の目的の一つが棉糸価格の水準維持にあったことはよく知られているし、製粉業も直接国民政府に向けて小麦粉価格の維持を要求していたことが史料から窺える。その意味で法認業規の活用は、工業資本にとって、とくに中小資本独自の恐慌対策であったことを銘記しておく必要がある。

また上述の新興国貨工業の工場は、当時大体において上海に集中しており、したがって同業間の地域的ないし全国的な連繋はさほど必要とされていなかった。それが、火柴業（マッチ製造業）の華中地区生産・価格カルテルのような広域にわたるカルテルを結成しなかった一因と考えられる。新興国貨工業系の同業公会にとって、本来ギルド規約たる業規は、いわば上海で限定的に通用するカルテルの代替物として期待されていたのではなかろうか。

しかし、法認業規による同業統制は、恐慌下における同業間の過当競争を抑止することができず、その限界を露呈していった。工商同業公会には、複数の団体が合併してきた公会も少なくなかったから、同業統制の困難さは倍加したものと想像される。だが、それ以上に深刻な問題となったのは、公的強制力をもつ法認業規をもってしても公会未加入の同業者をついに拘束しきれなかったことであり、それは商業系同業公会においてより顕著な現象だった。非会員同業者の存在は、一つには工商同業公会に加入しない在来の団体が残存していたことによる。たとえば雑糧油餅同業公会に、江西幫集益堂公

所や天津幫順直会館等の客幫が加入していないかったことはそのよい事例である。

また、同業内における有力業者と小規模・零細業者との軋轢が、大量の未加入同業者を生み出していたことも指摘しておかねばならない。その場合、①有力業者の寡頭專制に反発して小規模・零細業者が工商同業公会への加入を渋った場合（事例として、綢緞業・棉布業・新薬業が確認できる）、②逆に小規模・零細業者が同業公会を結成して有力業者が加入しなかった場合（竹業・陽傘業で確認できる）とに分かれるが、おそらく前者の方が一般的であったろう。それを棉布業同業公会の場合を例にとってみれば、会員は「批發店」（卸売業者）が圧倒的に多く、同業内で力の弱かった「零售店」（小売業者）のほとんどが同業公会に加入していないという形で表れている。

総じて業規違反は、会員・非会員の別に関わりなく、同業内の中規模・零細業者の間で頻出していたようである。たとえば、綢緞業では「綢緞局」（小売店）の価格規制違反がもっとも多く取り沙汰されており、また国貨工業の各方面では零細工場がしばしば粗製濫造や不当廉売等の業規違反を犯していること、そして業規を無視する非会員には小工場経営者の多かったことが幾つかの史料によって確認できる。

こうした同業公会内部ないしは同業内部の主體的原因とともに、法認業規による規制が十分に機能しない環境上の原因となったのは上海における租界の存在だった。租界内に同業公会未加入業者が多数存在したことは、熟水店業や鮮肉業など幾つかの同業公会において確認することができる。また、非会員同業者の多数の存在と併せて、租界は基本的に中国側=上海市政府の行政権が及ばない区域だったため、業規違反に対する行政処分の執行はいきおい壁に突き当たらざるをえなかった。このため、市商会は実

業部に救済を求めたが、実業部は業規違反処罰を租界内の同業者に強制することについてはきわめて消極的で、市社会局に対して市商会・同業公会と協議の上、租界当局に協力を要請するよう指示するに止まっている。つまり、租界内の業者は業規に拘束されず「営業の自由」を謳歌することができたのである。

## 4

世界恐慌の影響が深化し法認業規の限界が露呈していく過程で、工商同業公会と市商会はより国民政府の公的強制力に依存した同業規制の強化を求めはじめる。その一つが同業公会加入強制の要求で、未加入同業者に対する制裁措置を法文化するよう求めるものだった。

この要求自体は、業規法認が要求された1930年から存在していたが、要求の頻度が高まり本格化していくのは恐慌の影響が深化する1933・34年からのことである。史料によって要求内容の推移を吟味すると、次のような論調の変化を知ることができる。すなわち1931・32年の要求では、未加入業者が政府公債の募集と業規施行の障害になっている点を指摘するに止まっていた。しかし1933年になると、同業公会に加入しないことは「国家行政権への反抗」であるとして、要求の力点を行政権の同業統制介入へと移していく。そして1934年には、同業公会加入強制は経済侵略に対抗するため政府によって実行されるべき経済統制の先決課題、つまりは各業個別的な経済統制の実施であるとして、経済統制全般の問題にまで加入強制の要求を結びつけるに至る。この後、日本の冀東密輸に対する抵抗策（投機商の取締り）という論点も加わって、加入強制による同業公会の権力強化が一層声高に叫ばれていくのである。

こうした同業公会強制加入要求に対して、国

民政府とりわけ実業部の姿勢はきわめて慎重であり、漸次譲歩していくという対応に終始した。行政院は、1932年10月、「工商同業公会法」を修正し自由加入制から義務加入制に加入方法を改めた。しかし、同業公会への加入率が改善されなかつたため、市商会は改めて入会強制と制裁弁法の確定を求めた。これに対して、実業部は1933年3月に実業部には未加入同業者へ加入を強制し制裁措置を執行する法律上の権限はないとして一蹴した。その後、1934年10月には、同業者に同業公会加入・非加入の自由ではなく、未加入同業者も加入同業者と同等の会員義務を負うと回答して譲歩の姿勢をみせたが、ここでも強制・制裁弁法の制定については明言を避けており、1935年9月には改めて強制・制裁弁法の成文化を拒否している。

なぜ、実業部が同業公会加入強制と制裁措置の確定にここまで慎重だったのかを判断する十分な材料はない。ただ当時の実業部は、貿易の管理統制について考慮・検討していた形跡が窺えるものの、その政策全般からみて統制経済への志向性は総じて希薄だったようと思われ、それが工商同業公会の「強制主義」的志向に対する消極的対応へ反映したのではないかと推測される。この点はさらに検討していく必要があるだろう。また、強制加入の認可は必然的に未加入業者への制裁措置の執行をともなうため、やはり租界当局との間に外交的な摩擦を生み出しかねないという行政的配慮が働いていたのではないかと思われる。

以上のような実業部の対応に業を煮やした市商会は、国民党党组织を通じて活路を見出そうとした。1934年9月に市商会が上海市党部に救済を要請して以降、同業公会強制加入問題に対する中央党部（民衆運動指導委員会）の介入が目立ちはじめ、党组织の指導による未加入同業者制裁の方法が検討されていく。そして、つい

に1936年8月には、中央党部から成文化された未加入同業者に対する制裁弁法が指示されるに至るのである。

同業統制の強化を求めた今一つの要求は、工業資本の利害に基づいた「工業生産統制」の要求と「工業会法」制定の要求である。工業生産統制の要求は、一見すると業規法認問題と直接結びつかない問題のように感じられる。しかし1935年7月に、それまで法認業規によって同業内の統制を図っていた国貨橡膠製品業同業公会が、生産量制限弁法を作成してその認可と施行を実業部に請願していたように、両者を連続した文脈で捉えることも可能である。つまり、法認業規によって同業内部で自主的に営業を統制しようとする段階から、より直接的な産業統制の施行を政府に求める段階へと要求が移っているのである。また市商会も、工業統制条例の草案を起草した上で、国民政府に1935年の4月と8月、そして1936年1月の3回にわたって条例の制定・施行を要求しているが、同会主席の俞佐庭は工業統制条例の制定を最善の策、同業加入強制を次善の策というように両者をセットで捉えていた。しかし、実業部はこの要求にも否定的で、工業生産統制の実施は各省政府との調整が困難な上、外国製品のダンピングを助長するとして認めなかった。

一方、「工業会法」立法要求は、1936年6月に電器製造業同業公会主席の胡西園が最初に提起したもので、機製国貨工廠連合会が胡西園の主張を受けて国民政府にその立法化を要請している。そこでは、工業資本の商会・工商同業公会からの組織的独立、それによる工業資本の強化と力量の集中が主張されていた。恐慌末期から景気回復に至る過程で、工商同業公会内の新興工業資本は、法認業規の限界を認識して政府の直接的な統制に対する期待を強め、さらに工商同業公会という枠組み自体にまで疑問を呈し

はじめていたのである。

以下、報告の内容を簡潔に要約しておこう。市商会・工商同業公会による業規法認要求から同業公会加入強制要求に至る過程は、国民党・国民政府の側からみれば、上海のギルド的な商工業秩序に妥協していく過程にほかならなかつた。ただし、ギルド的秩序への妥協は、「上海市同業公会業規綱要」による業規への行政的な介入をともなつたように、同業公会との相互妥協の産物だったといわねばならない。また、加入強制問題において端的に表れたように、政府による同業公会あるいは同業統制に対する介入の強化は、国民党・国民政府が上から系統的かつ明確な政策意図のもとに遂行したのではなく、むしろ工商同業公会からの執拗な要請と圧力の結果だった。そして、それへの対応をめぐっては、慎重な姿勢を示す国民政府実業部と積極的に応じた国民党党组织との間に明らかな乖離が存在した。

一方、市商会・同業公会の側からみれば、この過程は国民党国家に依存を深めていく過程にほかならなかつた。そして、それは行政権＝合法的強制力を背景にして同業秩序の維持・再編をめざす在来商工業種、あるいはギルド的規制力の「活用」を試みた新興国貨工業など、中小・零細の商工業者が主体となって推進した。もともとギルド規約を意味した業規は、国民政府に公的な法律として承認され、恐慌下の上海においては中小・零細商工業者独自の自存策として、新興工業資本にすらその効力を期待された。しかし、世界恐慌が波及・深化していく過程でその限界が露呈したため、市商会・同業公会は政府のより直接的な同業統制への介入を求めていかざるをえなかつた。

1930年に「中国旧来の慣習」と「会館制度の精神」に基づいて「制度的完成」をみた国民党の同業団体統合策は、恐慌下の強制加入問題や工業資本の独自の利害を模索する動きに押され、抗日戦争前夜には工商同業公会の組織的枠組み自体が再検討を迫られることとなつた。1936年6月から、実業部は「工商同業公会法」の修正を考慮・検討しはじめるが、その作業は抗日戦争開始後の商工業団体統制に関する戦時立法へと接続していく。

最後に、今回の報告によって、むしろ新たに生じてくるであろう疑問点を述べて今後の課題としておきたい。かつてモースが「法律の外側」で発展してきたと特徴づけた「工商ギルド」は、1930年代に至って「法律の内側」に自ら進んで参入し、根岸氏の所謂「法制的統制」を受容しはじめたようにみえる。そこから先ず第一に浮かび上がつてくるのは、そうした事態は経済競争の熾烈だった特殊上海の問題だったのか、仁井田・今堀両氏が調査した華北等の他の地域や都市ではどうだったのか、という地域的偏差に関わる疑問である。

第二は、こうした上海の事態はギルド解体という不可逆的な趨勢のようにみえるが、恐慌という特殊条件ゆえの可逆的趨勢の可能性はないのかという疑問である。抗日戦争中の仁井田・今堀両氏の調査、または村松祐次氏の著書『中国経済の社会態制』などから窺える中国ギルド像は、いずれも政治権力から浮き上がつた存在という印象を強く与える。この第二の疑問は、第一の疑問とも密接に絡まりながら、抗日戦争前を扱つた今回の報告内容を、主に抗日戦争中の調査に基づいて構築された各氏の中国ギルド像といかに整合的に接合できるのか、あるいはそれらの中国ギルド像は修正される必要があるのか、という問題に連なつていく。

(1993.12.27)